

市内米軍施設に係る主な経過について

1 平成30年11月30日以降の主な経過

平成30年
11月30日

基地対策特別委員会

議題

- 1 神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について
- 2 市内米軍施設に係る主な経過について
- 3 政府に対する要望活動について

※同日、鶴見貯油施設及び瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックを海上から視察

12月21日

防衛省が「平成31年度予算案」について本市に連絡

| | |
|----------------------------|---------|
| ○横浜ノース・ドック | |
| ・消防署 設計 | 約44百万円 |
| ・管理棟（憲兵隊）（改築） 本体工事、附帯工事 | 約510百万円 |
| ○鶴見貯油施設 | |
| ・消防署 設計 | 約36百万円 |

平成31年
1月15日

池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会が「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市分）の返還」について陳情書を国に提出

【陳情内容】

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市分）の速やかな返還

1月16日

横浜市会（基地対策特別委員会）による政府要望

「横浜市内米軍施設に関する要望書」

- I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望
 - 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進
 - (1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還
 - (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進
 - 2 米軍施設周辺的生活環境の維持向上
 - (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
 - (2) 災害等に対する協力と情報提供の徹底
 - (3) 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底
 - 3 民間土地所有者への配慮
 - 4 跡地の適正管理と実態把握
 - 5 返還国有財産の優遇処分
 - 6 跡地利用に対する支援
 - 7 適時・適切な情報提供
- II 米軍による環境問題等に関する要望
 - 1 米軍に対する環境関係法令の適用
 - 2 米軍人等に対する教育等の徹底

○対応者

内閣官房：菅 義偉 内閣官房長官
外務省：佐藤 正久 外務副大臣
防衛省：鈴木 貴子 防衛大臣政務官

2 平成30年11月14日の日米合同委員会合意に関する返還方針合意施設の状況

【参考】合意内容

(おしらせ)

30. 11. 14
防 衛 省

神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について

本日、日米合同委員会において、以下のとおり承認を得たので、お知らせします。

1. これまでの日米合同委員会合意の見直し

- ・ 神奈川県内の米軍施設・区域については、平成16年の日米合同委員会合意に基づき、上瀬谷通信施設や深谷通信所などの返還が実現しました。
- ・ 一方、当初の合意から10年以上が経過し、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、横須賀海軍施設における米艦船の運用が増大するなど、米海軍の態勢及び能力に変化が生じています。
- ・ このような状況を踏まえ、米海軍の施設所要を満たすため、これまでの日米合同委員会合意を見直す必要が生じました。

2. 施設整備

- ・ 日米間で協議した結果、今後、日本政府は、以下の施設整備を行うこととしました。
 - ① 米艦船乗組員用の宿舎が不足している状況を踏まえ、横須賀海軍施設に独身下士官宿舎を整備。
 - ② 米艦船への弾薬の積み下ろし作業の円滑、安全かつ効果的な運用を確保するため、浦郷倉庫地区に棧橋を整備。
 - ③ 生活環境の向上のため、池子住宅地区及び海軍補助施設（逗子市域）に生活支援施設、運動施設、修繕用作業所及び消防署を、鶴見貯油施設に消防署を整備。

3. 根岸住宅地区の共同使用及び返還

- ・ 根岸住宅地区の返還については、土地所有者の方々に当該土地を早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、同地区の共同使用について、日米間で協議を開始します。
- ・ 具体的な返還時期は、上記作業の進捗に応じ、日米間で協議します。

4. 家族住宅等建設の取り止め

- ・ 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設は、双方の合意により取り止めます。

以上

(1) 根岸住宅地区（未返還）

所在地：中区、南区、磯子区

面積：429,259 m²

（国有 272,756 m² (63.5%) 市有 273 m² (0.1%) 民有 156,231 m² (36.4%)）

ア これまでの経緯

昭和22年10月 農耕地域が、X住宅地区として接収

平成16年10月 日米合同委員会において、返還の方針が合意

平成24年 3月 「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」から民有地権者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会（以下「ねぎまち協議会」という。）」へ移行

平成27年12月 米軍人、軍属及びその家族等の米軍関係居住者が全て退去

平成29年 5月 ねぎまち協議会が「まちづくり基本計画（協議会案）」をとりまとめ

平成30年11月 日米合同委員会において、早期引き渡しに向け原状回復作業を速やかに実施するため共同使用について日米間で協議を開始することが合意

イ 現在の状況

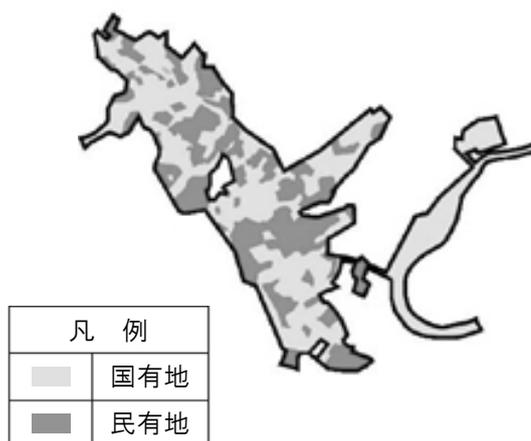
24年にねぎまち協議会が設立され、本市はこれまで継続して協議会の活動を支援してきました。その結果、ねぎまち協議会が「まちづくり基本計画（協議会案）」を29年5月に取りまとめ、30年11月に公表しました。

また、今回の日米合意の見直しの内容について、ねぎまち協議会と中区、南区、磯子区の区連会に際して、本市同席のもと南関東防衛局が説明を行いました。

ウ 今後の方向性

30年11月の原状回復作業を実施するため共同使用について協議を開始するとの報告を受け、可能な限り早期に跡地利用に着手できるよう、跡地利用基本計画の策定に向けた検討を加速するとともに、引き続き協議会の活動を支援します。

また、米軍施設に囲まれた土地に居住する方々の声を十分に聴き、生活環境の維持のため、適切な対応を行うとともに、国に対しても必要な措置を講ずるよう、引き続き求めていきます。



○民間土地所有者数 約180人

(2) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地（未返還）

所在地：金沢区六浦町

面積：12,383 m²

（国有 10,934 m²（88.3%） 民有 1,449 m²（11.7%））

※ 一部は既に共同使用により県道金沢逗子線バイパスとして利用中

<参考>池子住宅地区及び海軍補助施設 面積：2,884,341 m²（横浜市域：367,590 m²）

ア これまでの経緯

昭和20年9月 旧日本軍の施設を米軍が弾薬庫として接收

昭和57年3月 横浜横須賀道路の敷地が返還されたことにより飛び地が生じる

昭和62年10月 県道金沢逗子線バイパスのための共同使用について日米で合意

平成5年4月 本市域の一部を広域避難場所に指定

平成16年10月 横浜市域における家族住宅等の建設と飛び地の返還方針が日米で合意

平成30年11月 日米合同委員会において、16年の合意を見直し、横浜市域における家族住宅等の建設を取り止めることが合意

平成31年1月 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会が横浜市域の返還について陳情書を国に提出（45回目）

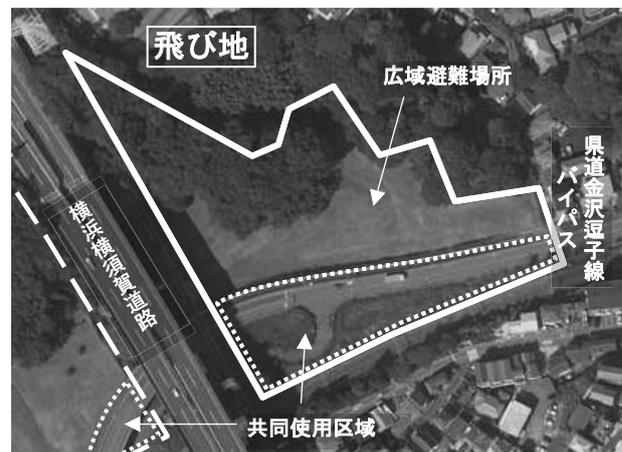
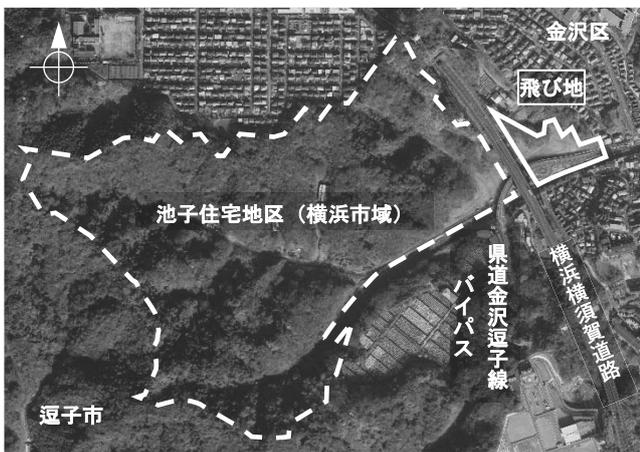
イ 現在の状況

30年11月、南関東防衛局から今回の日米合意の見直しに関する説明を受けるため、「金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会」が開催されました。

地元の皆様は、これまで一貫して飛び地を災害時の避難場所（震災時の広域避難場所）として安全に利用したいと要望されており、今後、対策協議会から本市に対し要望書が提出される予定です。

ウ 今後の方向性

これまでの経緯を踏まえ、国に対して地元の皆様のご要望をしっかりと伝え、実現に向け働きかけていくなど、適切に対応していきます。あわせて、早期の返還を求めていきます。



○旧上瀬谷通信施設の検討状況について（平成 27 年 6 月 30 日返還）

所在地：旭区、瀬谷区

面積：2,422,396 m²(国有 1,095,099 m² (45.2%) 市有 226,801 m² (9.4%) 民有 1,100,496 m² (45.4%))

1 平成30年度の経緯

5月 地権者による旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会（以下、協議会）と市で、今後の検討の方向性をとりまとめて公表（旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（協議会・横浜市 素案））

11月 協議会から「旧上瀬谷通信施設の事業の実施について」要望を受理

＜参考＞ 協議会からの「旧上瀬谷通信施設の事業の実施について」要望 概要

- 一日でも早い地権者の生活再建のため、農業振興と土地活用の両立を目指し、地区全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠。
- 土地区画整理事業は市が事業主体となって、地権者や地域の意向を汲みながら推進していくこと。
- 本地区のまちづくりに連動して必要と考えられる新たな交通などの都市基盤整備も合わせて検討すること。

2 現在の検討状況

国有地・民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等都市基盤の整備を一体的に推進するため、本地区全域で市施行による土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。

なお、現行制度の下では市街化調整区域において市施行の土地区画整理事業の実施はできないため、規制緩和（構造改革特区）について国と調整しています。

3 今後の方向性

引き続き協議会と土地利用について検討を進め、市民の皆様のご意見等を伺いながら、来年度早期の土地利用基本計画の策定を目指すとともに、土地区画整理事業の具体化に向けた調整・検討を進めます。また、将来の土地利用による交通需要の増加に備え、地区周辺の道路機能の強化を図るとともに、瀬谷駅を起点とした新たな公共交通の導入についても検討を進めます。

